

市立学校で発生した体罰事案について

堺市立学校において、生徒に対する不適切指導があったため、令和4年12月22日（木）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、体罰事案として認定されました。

関係の保護者、生徒に深くお詫び申し上げます。教育委員会として、今回の事態を重く受け止め、体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止の徹底に取り組みます。

事案の概要等については以下のとおりです。

1 体罰事案の概要

- ・令和4年9月16日（金）、当該教諭（以下、教諭A）は、体育大会予行中、被害生徒（以下、生徒B）がクラスの生徒と一緒に教諭Aをからかうような内容話をしていることに腹を立て、生徒Bの頭を右掌で1回叩き、首の後ろを掴んで力を加えた。
- ・令和4年11月15日（火）、教諭Aはガムを食べながら登校してきた生徒Bに対して口頭注意をした。その際、生徒Bの反省していないような態度に腹を立て、頭を右掌で1回叩き、首の後ろを掴んで力を加えた。
- ・令和4年12月5日（月）、女子生徒数名から生徒Bの女子生徒に対する行動について訴えがあった。教諭Aは生徒Bに指導しようと3階廊下に様子を見に行き、生徒Bに対して教諭Aのところにくるよう言ったが、生徒Bがそれを拒んだため、右手で生徒Bの首の後ろを掴み、2階の職員控室まで連れて行った。移動中、階段を下りているときに、左掌で頭を1回叩いた。

2 事案発生後の対応

- ・12月6日（火）、生徒B保護者が来校し、12月5日に起きた不適切な指導についての訴えがあり発覚した。担任から教頭に報告し、教頭から校長に報告した。その後、校長は教諭Aへの事実確認及び指導を行った。
- ・12月7日（水）、校長が教育委員会に報告を行った。また同日、校長が、保護者に説明と謝罪を行った。
- ・12月8日（木）、担任等が生徒Bから聞き取りを行い、9月16日と11月15日の事案が発覚した。校長は再度、教諭Aへの事実確認及び指導を行った。
- ・12月20日（火）、校長と教諭Aが保護者に説明と謝罪を行った。

3 被害生徒の状況

被害生徒にけがはなし。

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該教諭の処分を検討します。
- ・全校園長に対し速やかに事案を周知し、改めて体罰事案発生時の報告の徹底について指示します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

問い合わせ先

担当 課: 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課
電 話: 072-228-7436
ファックス: 072-228-7421